

健発 0521 第 10 号
令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県知事
広島市長
長崎市長

殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行等について

今般の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生の状況等に鑑み、本日、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 102 号。以下「改正省令」という。）が公布及び施行されたところである（別添 1 参照）。加えて、新型コロナウイルス感染症に関する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間の特例（令和 2 年厚生労働省告示第 217 号。以下「特例告示」という。）が同日に告示及び適用されたところである（別添 2 参照）。

このたびの改正省令及び特例告示の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、管内の医療機関等の関係者に対して周知を図り、その実施に遺漏なきよう特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 改正省令及び特例告示の趣旨

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和 2 年 5 月 14 日変更）において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要」と指摘されていること等を踏まえ、医学的観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、次に掲げる手続において、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以

下「法」という。) 第 30 条の規定に基づく医療特別手当受給権者の健康状況の届出及び保健手当受給権者 (法第 28 条第 3 項第 1 号に該当する者に限る。) の現況の届出

- ・ 法第 27 条第 2 項の規定に基づく健康管理手当の支給

第 2 改正省令及び特例告示の概要

- (1) 医療特別手当受給権者のうち令和 2 年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に健康状況の届出に必要な書類の提出期限が到来するものについて、提出期限を令和 3 年 5 月 1 日から同月 31 日の間とすること。
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 (平成 7 年厚生省令第 33 号) 第 32 条第 2 項の規定による届出を行う者のうち令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に健康状況の届出に必要な書類の提出期限が到来するものについて、提出期限を 1 年後の日の属する月の 1 日から末日の間とすること。
- (3) 保健手当受給権者 (法第 28 条第 3 項第 1 号に該当する者に限る。) のうち令和 2 年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に現況の届出に必要な書類の提出期限が到来するものについて、提出期限を令和 3 年 5 月 1 日から同月 31 日の間とすること。
- (4) 特例告示の適用の日 (以下「適用日」という。) から令和 3 年 2 月 28 日までの間に健康管理手当の支給の期間が満了する対象者について、当該期間を 1 年延長すること。
- (5) 令和 2 年 3 月 1 日から適用日の前日 (令和 2 年 5 月 20 日) までの間に健康管理手当の支給の期間が満了した者に対して、適用日までの間当該期間が満了していないものとみなして (4) を適用すること。

第 3 施行期日及び適用期日

改正省令は、公布の日 (令和 2 年 5 月 21 日) から施行する。

特例告示は、告示の日 (令和 2 年 5 月 21 日) から適用する。

第 4 経過措置

- (1) 改正省令の施行前に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行った者のうち、都道府県知事 (広島市又は長崎市にあっては、当該市の長) が法第 24 条第 1 項に規定する要件に該当すると認めたものについては、同令附則第 5 条の 2 の規定は、適用しない。
- (2) 令和 2 年 3 月 1 日から特例告示の適用日の前日までの間に法第 27 条第 2 項の認定の申請を行った者のうち、都道府県知事 (広島市又は長崎市にあっては、当該市の長) が同条第 1 項に規定する要件に該当すると

認定したものについては、特例告示第1項から第3項までの規定は、適用しない。

第5 留意事項

今回の改正を踏まえた医療特別手当等の各種手当の手続上の留意点等については、別途発出する「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等に係る事務取扱いについて（通知）」（令和2年5月21日付け健総発 0521 第1号厚生労働省健康局総務課長通知）を参照すること。

改 正 後	附 則	<p>(健康状況の届出に関する特例)</p> <p>第五条の二 医療特別手当受給権者であつて令和二年五月一日から同月三十一日までの間に第三十二条第一項の規定による提出期限が到来するものが同項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「属する年」とあるのは、「属する年の翌年」とする。</p> <p>2 第三十二条第二項の規定による届出を行う者であつて令和二年三月一日から令和三年二月二十八日までの間に同項の規定による提出期限が到来するものが同項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。</p>
改 正 前	附 則	<p>(新設)</p>

○厚生労働省令第百二二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十条の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

附 則	<p>(現況の届出等に関する特例)</p> <p>第五条の三 法第二十八条第二項の認定を受けた者（同条第三項第一号に該当する者に限る。）に対する第六十条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「属する年」とあるのは、「属する年又は令和二年」とする。</p> <p>(新設)</p>
--------	---

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第三十二条第一項又は第二項の規定による届出を行った者のうち、都道府県知事（広島市又は長崎市にあつては、当該市の長）が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項に規定する要件に該当すると認めたものについては、この省令による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第五条の二の規定は、適用しない。

○厚生労働省告示第二百十七号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第二十七条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間の特例を次のように定める。

令和二年五月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

項に規定する厚生労働大臣が定める期間の特例

1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号。以下「法」という。）第二十七条第一項の規定により現に健康管理手当の支給を受けている者であつて、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から令和三年二月二十八日までの間に同条第三項の規定により定められた期間が満了するものに対する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間（平成十五年厚生労働省告示第二百六十六号）の規定の適用については、第一号中「三年」とあるのは「四年」と、第二号中「五年」とあるのは「六年」とする。

2 前項の場合にあつては、法第二十七条第三項の規定により定められた期間が満了する日は、当該満了する日から起算して一年を経過する日であるものとみなす。

3 令和二年三月一日から適用日の前日までの間に法第二十七条第三項の規定により定められた期間が満了した者に対しては、適用日までの間当該期間が満了していないものとみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「当該満了する日」とあるのは、「当該満了した日」とする。

4 令和二年三月一日から適用日の前日までの間に法第二十七条第二項の認定の申請を行った者のうち、都道府県知事（広島市又は長崎市にあつては、当該市の長）が同条第一項に規定する要件に該当すると認定したものについては、前三項の規定は、適用しない。